

「令和4年度北海道社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会資料」

北海道における児童虐待の現状と未然防止に向けて

北海道保健福祉部子ども未来推進局
子ども子育て支援課



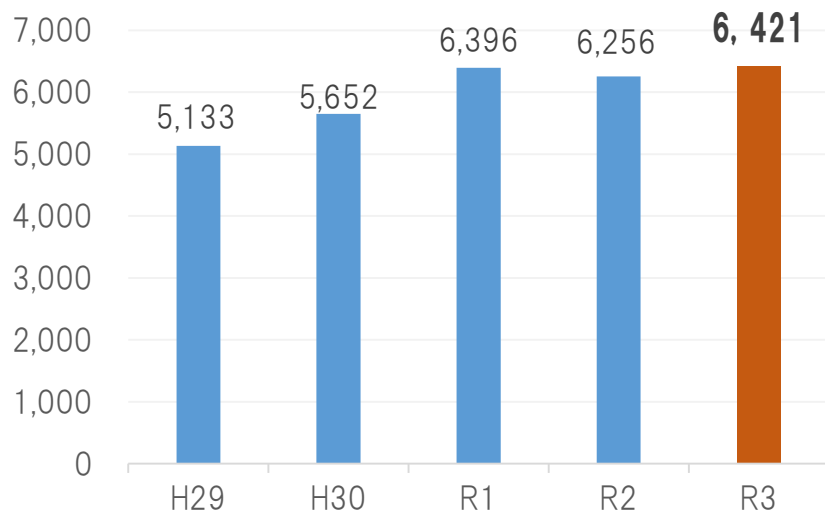
■ 本日の説明内容

- I 児童虐待相談対応件数の推移
- II 児童虐待の未然防止に向けて

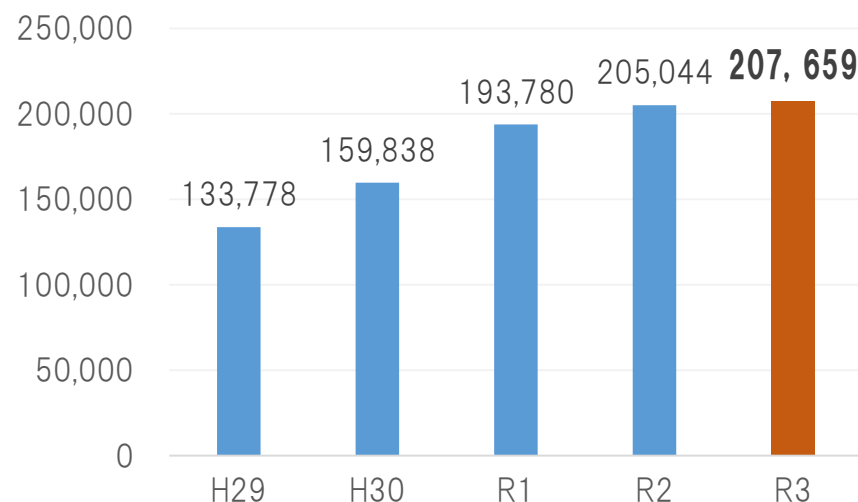
I 児童虐待相談対応件数の推移

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	前年度比
全道	5,133	5,652	6,396	6,256	6,421	102.6%
道児相	3,220	3,767	3,995	3,694	4,019	108.8%
札幌市児相	1,913	1,885	2,401	2,562	2,402	93.8%
全国	133,778	159,838	193,780	205,044	207,659	101.3%

全道



全国



- 全道分はR3年度過去最多を更新。札幌市は減少するなど地域差がある。
- 全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、毎年増加しており、過去最多を更新している。

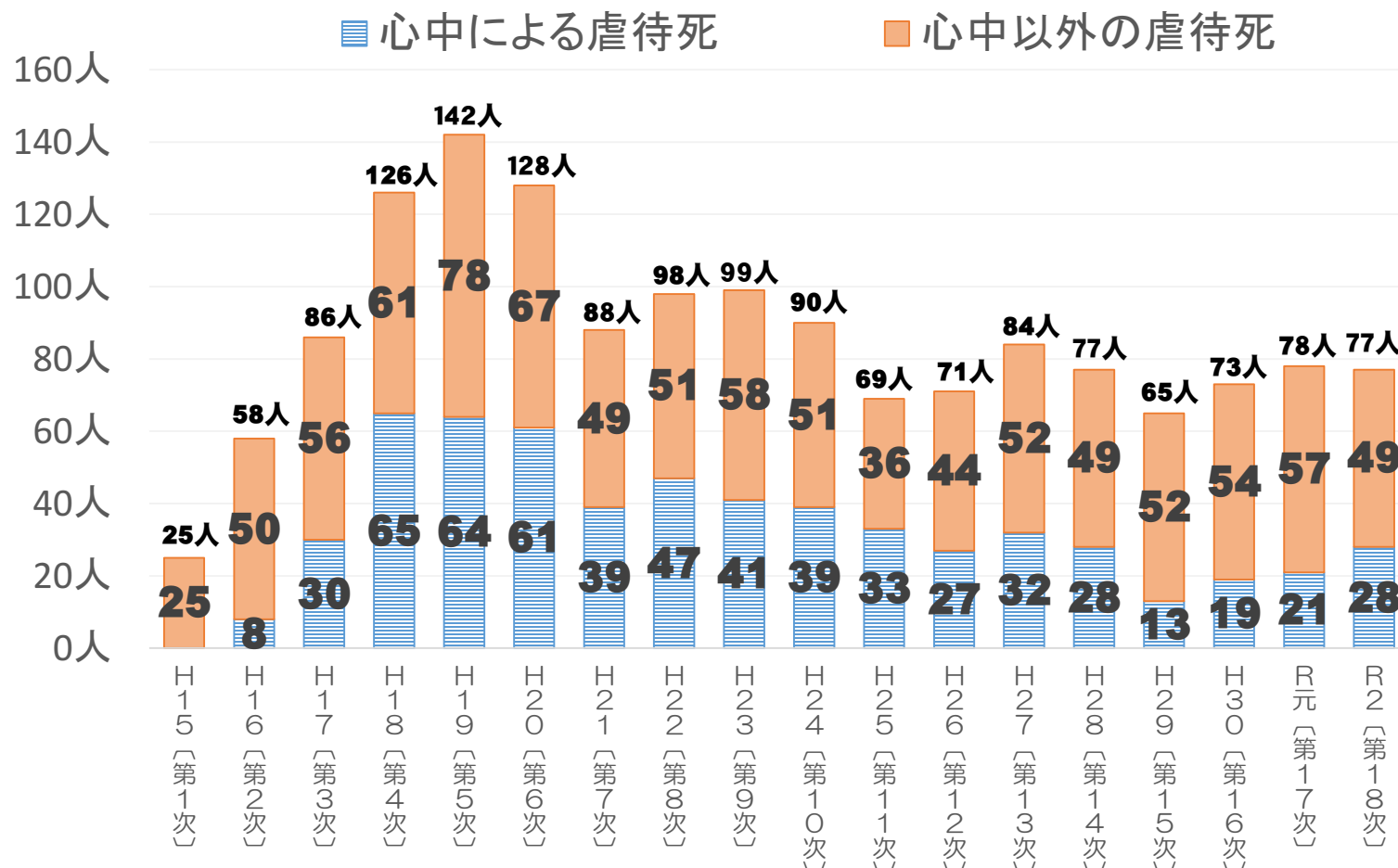
I 児童虐待相談対応件数の推移

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
道児相	828	615	41	2,535	4,019
	(20.6%)	(15.3%)	(1.0%)	(63.1%)	(100%)
全国	49,238	31,452	2,247	124,722	207,659
	(23.7%)	(15.1%)	(1.1%)	(60.1%)	(100%)

- ・ 内容別では心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待、ネグレクト、性的虐待となっている
- ・ 虐待相談の経路別件数では、警察からが一番多い
【道児相:2,221件(55.3%) 全国:103,104件(49.7%)】

I 児童虐待相談対応件数の推移

<全国> 児童虐待による死亡事例の推移 ※ (国) R4.9 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について⑱



- ◆ 第1次～第18次までの心中以外の虐待死 ⇒ 889例、939人
- ◆ 3歳児以下が76.1%、0歳児 48.5% (⇒ そのうち、0日・0ヶ月児は45.5%)
- ◆ 妊娠期・周産期の問題では、「予期しない妊娠」27.7%、「妊婦健診未受診」27.2%
- ◆ 家庭における地域社会との接触が「ほとんど無い」⇒ 39.4%

<参考> 【北海道】妊娠相談体制強化事業

■ 予算額(R4年度補正予算): 508万6千円 ※ R4.11月～3月(5カ月)分

概要 予期せぬ妊娠などにより悩みや不安を抱えた若年妊婦等への支援に向け、相談体制の強化(訪問支援等含む)を行う。

現状

- 当別町で**赤ちゃんポスト**が設置され、道としては安全性への懸念から**設置者へ自粛要請**
※ 国も自粛要請が妥当との見解
- 千歳や釧路において**乳児死亡事故**が相次いでいることを受け、道の緊急会議の場や知事会見等において、悩みを抱える妊婦に対して、**行政機関へ積極的な相談を行うよう呼びかけ**
- 道医師会、看護協会、助産師会等の関係団体からも、**相談窓口の整備や強化を早急に進めること**などについて要請

対応

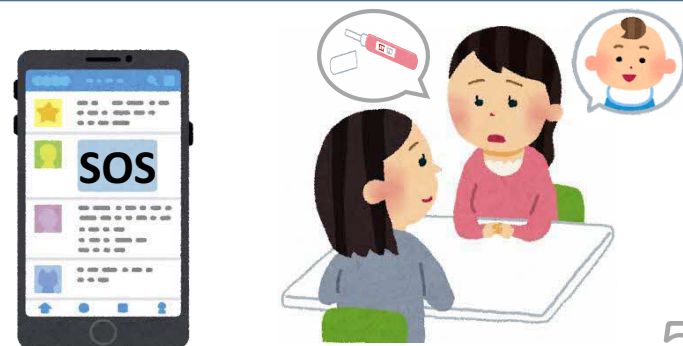
- ✓ 赤ちゃんポストの利用が懸念される状況や関係団体からの要請なども踏まえ、**現行体制で対応が不十分な休日・夜間の相談に対応できる相談窓口の設置**
- ✓ 相談窓口にアクセスしやすくなるよう**SNSを活用した相談体制の整備**
- ✓ 休日・夜間など市町村が対応困難な場合、必要に応じて、**緊急時のアウトリーチ支援**を実施

事業内容

- ✓ 若年妊婦等の妊娠期に特化した、**休日・夜間の相談に対応できる相談窓口の設置**
※(社福)麦の子会(札幌)に事業委託
- ✓ **土日祝日 9時～23時、平日(月～金) 17時～23時**まで窓口対応(相談員配置)
- ✓ **電話、メール、来所**による相談支援及び**SNS**を利用した相談支援(妊娠、出産などに関する悩み、行政や民間による支援に関する情報提供等⇒内容により市町村等に繋ぐ)
- ✓ 必要に応じ、訪問しての相談対応、受診支援等**緊急時のアウトリーチ支援**

参考：道内の乳幼児放置事案（令和4年度）

月	市町村	家族構成	事案
6月	釧路市 千歳市 旭川市	父35,母19,長男2,次男4カ月 母22,長男0カ月 父20,母19,長男4カ月	パチンコで置き去り、死亡 出産後殺害、遺棄 パチンコで置き去り
7月	札幌市 旭川市	父47,母25,長男7カ月 父27,母27,長男3,長女1	飲食で置き去り パチンコで置き去り
8月	釧路市	母21,長女4,長男2,次男8カ月	飲食で置き去り



Ⅱ 児童虐待の未然防止に向けて

【子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント】

※ 第1次～18次までの「虐待死亡事例等の検証結果」を踏まえてのもの【下線は第18次報告により追加】

養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会なく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- 精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、マタニティブルーズ等）、知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年（10代）妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる
- 安全でない環境に子どもだけを置いている
- きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している

Ⅱ 児童虐待の未然防止に向けて

【子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント】

※ 第1次～18次までの「虐待死亡事例等の検証結果」を踏まえてのもの【下線は第18次報告により追加】

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- きょうだいに虐待歴があった
- 子どもが保護を求めている、または養育が適切に行われていないことを示す発言がある

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している（させられている）
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

Ⅱ 児童虐待の未然防止に向けて

【子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント】

※ 第1次～18次までの「虐待死亡事例等の検証結果」を踏まえてのもの【下線は第18次報告により追加】

援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握する情報を共有できず、得られた情報を統合し、虐待発生リスクを認識及び同一の支援方針による対応ができていない
- リスク評価や対応方針について組織としての判断ができていない。
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における検討の対象事例になっていない
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄である
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていない
- 転居時に十分な引き継ぎが行えていない
- 転居や家族関係の変化の把握し、関係機関と適切な共有ができていない
- 虐待されている状態の継続が事態の悪化だと捉えられていない
- 子どもの発言等をアセスメントや支援方針に活かしていない
- 継続的に支援している事例について、定期的なアセスメントが適切に行われていない

※ 子どもが低年齢・未就園である場合や離婚・未婚等によりひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。